**多治見市地域あいのりタクシーの運行状況について【報告】**

議題４

**１．地域あいのりタクシー（補助金）の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ・区や町内会がタクシー会社と契約して運行  ・利用はあいのり（複数人）での利用を前提  ・利用者は一定金額を負担（300円以上）  ・タクシー運賃と利用者負担額の差を区や町内会が負担  ・区や町内会が負担した額の5/10～7/10を市が補助金として交付（年度終了後）  ※補助率はあいのり率（一車あたりの平均乗車人数）により変動  あいのり率1.5未満＝補助率5/10  1.5以上1.8未満＝6/10、1.8以上＝7/10  ※令和3年度は１６団体中14団体に1,256,300円を交付  ※令和4年度予算4,840千円 | （例）運賃２，０００円  　　補助率５／１０の場合 | 市補助  700円 |
| 自治会  700円 |
| 利用者2人  300円  ×2人  ＝600円 |

**２．補助金交付指定団体の状況について**

令和４年８月現在、16団体が補助金交付団体として申請している。（詳細は資料４－２）

**３．令和3年度からの取り組み**

区や町内会の負担軽減のため次の2点について補助内容を変更

①令和2年度度までは、区や町内会への補助割合は1/2であったが、令和3年度から “あいのり率”（一乗車あたりの平均乗車人数）が高い団体へは、最大7/10まで補助する制度に変更。

②一年間、運賃を建て替えることが困難な団体に対しては、補助金の前払いも可能とした。

**４．令和4年度の予定**

　今月20日、多治見市区長会にてあいのりタクシーの周知をし、新たに導入を希望する団体を募る。